

令和8年2月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から日本医師会を通じて本会へ協力依頼がなされました。

現在、インドネシアをはじめとする諸外国を推定感染地域とする輸入事例の報告が増加しており、今後、輸入事例の更なる増加や、国内におけるイベント、マス・ギャザリングを契機とした感染伝播の発生が懸念されております。

本件は、上記を踏まえまして、都道府県に対し管下の保健所・医療機関等・海外渡航者に注意喚起を行うとともに、麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく対応の徹底を周知するものです。

特に、別添の厚生労働省通知内に記されている「第二 医療機関における対応」につきましては、以下の1から5の対応が求められております。

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際の海外渡航歴・国内旅行歴を聴取すること。また、り患歴、予防接種歴の確認等、麻しんを意識した診療を行うこと。
- 2 麻しんを疑った場合には臨床診断の時点で、臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。(感染症法第12条、特定感染症予防指針より)
- 3 診断においては、血清IgM抗体(※)検査等の血清抗体価の測定を実施し、保健所の求めに応じて検体を提出すること。
(※) 血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法第15条の規定に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴(2回以上の接種)を確認していることが望ましい。
- 5 麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること。

また、「第一 自治体における対応」においては、麻しんの予防接種率目標(95%)に到達するよう、引き続き積極的な接種勧奨に取り組むこととされております。

さらに、「第三 海外渡航者への注意喚起」では、渡航前は、過去定期接種を受けた記録がない場合は予防接種を検討すること、及び、り患歴やワクチン接種歴が不明な場合は抗体検査を受けることを検討することが求められています。

なお、帰国後に、発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に対して事前に麻しんの流行がみられる地域に渡航していたことや、麻しんの可能性について伝達したうえで受診することが求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会会員医療機関への周知方ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【関係資料】

- ・麻しんに関する特定感染症予防指針 平成 19 年 12 月 28 日（平成 28 年 2 月 3 日一部改正・平成 28 年 4 月 1 日適用、平成 31 年 4 月 19 日一部改正・適用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

- ・麻しんについて（厚生労働省）

<https://x.gd/0cHrj>

- ・麻しんの予防接種に関する啓発チラシ

<https://x.gd/gyVg3>

- ・海外渡航者への麻しんの注意喚起（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509124.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509133.pdf>

- ・麻しん対策・ガイドラインなど（国立健康危機管理研究機構）

<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/index.html>

- ・麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（令和 7 年 10 月 3 日付け感感発 1003 第 1 号・感予発 1003 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001575094.pdf>

- ・乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について（令和 6 年 12 月 12 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001352011.pdf>

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2_1844.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字（半角）

<担当> 大阪府医師会 地域医療課（伊藤）

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875